

聖籠町告示第26号

聖籠町更生訓練費給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町更生訓練費給付事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町更生訓練費給付事業実施要綱（平成19年聖籠町告示第8号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「就労移行支援事業」の次に「、就労継続支援事業」を加える。

第3条中「初旬に現金で」を「月末に」に改める。

第4条に次の2項を加える。

2 前項の経費のうち通所に要する交通費については、月額7,000円を限度に支給するものとする。

3 通所に自家用車を利用した場合は、1キロメートルにつき20円として計算し、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第7条中「文房具、参考書等を購入するための費用」の次に「及び通所に要する交通費」を加える。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。